

学術論文(人文科学分野)の図版等の権利処理について

徳永澄子 (信州大学附属図書館)

1. はじめに

人文科学分野の学会では、インターネット公表をしている学会誌が一部に限られ、また、著者が学術論文を機関リポジトリ公開によりオープンアクセス化を希望する場合の方針（OAポリシー）が定まっていない学会が多い。人文科学分野では古典籍や絵画、彫刻、仏像などの美術品（以下「美術品等」という）を図版として学術論文に使用することがあるが、その図版の権利処理が一つの要因となり、学会誌のインターネット公表が進まないとみられる。図版の使用は論文著者がその責任を持つこととする学会が多く、過去に冊子で刊行した学会誌のインターネット公表にあたって改めてその権利関係を確認する作業が膨大であるためと考えられる（渡邊・森，2018，p. 46）。このことを検証し、人文科学分野の論文のオープンアクセス化を進めることを目的として、本学附属図書館（以下「当館」という）の渡邊匡一館長が過去に執筆した学術論文を本学の学術機関リポジトリ¹⁾でインターネット公表するにあたって、どのような権利処理が必要なのか法的・分野慣行的な観点から調査を行うことにした（以下「本調査」という）。本調査では、関連書籍で権利処理について法的に必要な事項を確認し、具体的に照会を行うべき権利者と内容を特定し、実際に権利者への問合せを行った。

2. 問合せを要する権利者の特定

美術品等の図版を含む学術論文のインターネット公開を目標に権利処理を進めるにあたり、参考文献で関連書籍で権利関係の整理を行った。本調査では、表1のとおり権利者を「出版者」「著作権者」「所有者」の3つのカテゴリーに分けたうえで、必要とされる処理のため問合せを行うことにした。

表1. 図版の権利者ごとの確認事項

出版者
① 著者による論文のインターネット公表を認めているか？
図版の美術品等の著作権者
① 図版の利用は引用か転載か？
② 著作権が存続しているか？
③ 美術品等が立体の場合、写真撮影者の著作権が存続しているか？
図版の美術品等の所有者
① 所有者が美術品等の図版をインターネット公表を認めているか？

2-1. 出版者

著者が自身の論文を機関リポジトリでインターネット公表することについて、図書や学術雑誌の場合は出版契約や出版社のウェブサイトで転載・二次利用のポリシーを、学会の場合は学会誌の投稿規定や学会のOAポリシーを確認し、必要に応じて出版社や学会に問合せを行うことにした。

2-2. 図版の美術品等の著作権者

学術論文に美術品等の写真を図版として使用する場合、その美術品等の著作権と所有権が関わってくるが、図版に用いた美術品等の著作権では、次の点の確認を行うことにした。

図版の美術品等の著作権

- ① 図版の利用は引用か転載か
- ② 著作権が存続しているか
- ③ 美術品等が立体の場合、写真撮影者の著作権が存続しているか

① 図版の利用は引用か転載か

図版の利用が著作権法第32条に定める引用か転載によって対応が分かれる。研究の目的で引用の範囲の利用であれば著作権者に断りなく利用でき、転載であれば著作権者の許可が必要になる。(図1)

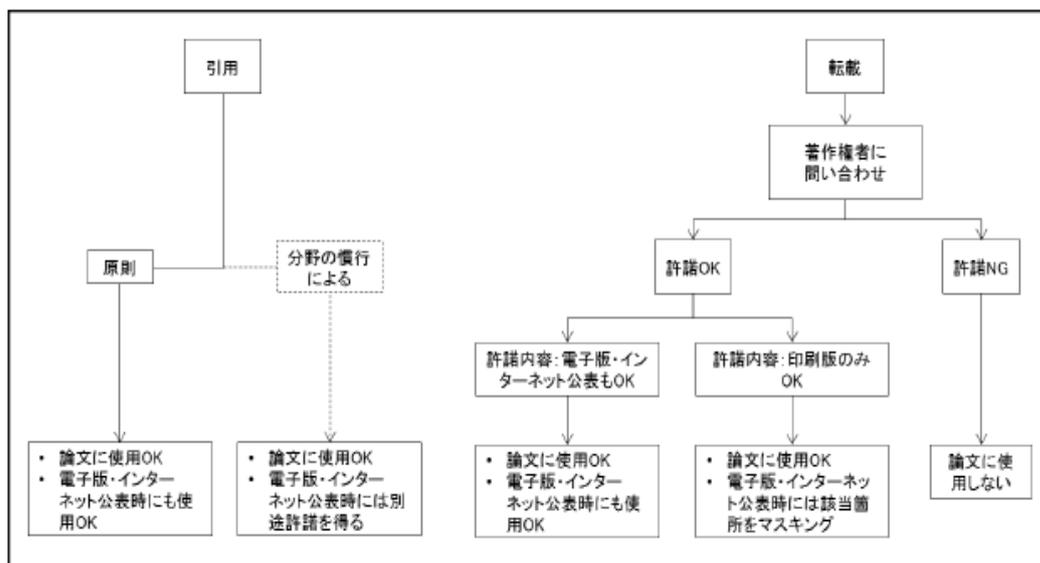


図1 引用・転載の流れ

図1 出典 東京大学情報システム部情報基盤課学術情報チーム (2016) p.3

学術論文で他の著作物を利用する場合は、引用が多いと想定されるが、その判断には引用の要件を満たしているか検討が必要である。引用の要件は、「公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。」ことである。

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。
- (4) 出所の明示がなされていること。（第48条）
（文化庁『著作物が自由に使える場合』（注5）引用における注意事項²⁾）

引用の要件を満たすかどうかはケースバイケースであり、例えば、図版の大きさに関して、引用の目的を満たす程度に限られると考えられ、鑑賞に耐えられるような大きさにした場合には「正当な範囲」を超えると考えられる（甲野・山梨，2011，p. 59）。引用の要件を満たさず転載であれば、著作権者に転載の許可が必要となる。

② 著作権が存続しているか

今回の調査では、この点についての確認作業は行わなかった。著作権の保護期間については詳しい解説が多数あるので参照されたい³⁾⁴⁾。

③ 美術品等が立体の場合、写真撮影者の著作権が存続しているか

美術品が彫刻や仏像などの立体の場合には、「美術品を撮影した者による写真の著作権」が発生するので、その確認が必要になる。立体作品の場合には、立体作品を平面の形に変形して複製したものであり、単純な複製とはいえ、多くの場合著作権が成立する（甲野・山梨，2011，p. 102）。

2-3. 図版の美術品等の所有者

美術館や博物館が所蔵品である絵画の写真や、寺社が所有している仏像や絵画の写真を学術論文に図版として用いる場合には、その所有者から許可が必要となる場合があり、その根拠は民法206条の所有権にある。参考文献を参照（石川，2018，pp. 260-265）（宮田，2008，pp. 46-49）して、次のように整理した。

① 所有者から美術品等の使用許可を得て写真を撮影したり、写真データを得た場合

民法206条では「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」と規定されている。所有者が自由に所有物を使用する権利を有していることから、所蔵場所に行って直接写真を撮ったり、写真データを提供してもらったりする場合は、

所有者の許可を得ることが必要になる（使用）。場合によっては使用料などの支払いを求められることもある（収益）。撮影した写真をどのように使うかは所有者との契約によるので、調査・研究を行い、結果を学術論文にまとめ、印刷体やインターネットにて公開を行うことの承諾を得ておくことが望ましい。

② 他の資料から複製する場合

所有者とは関係なく他の資料から複製する場合には、所有者によって対応がさまざまというのが実情であった。所有権と著作権の関係についてはひとつの判例がある。美術品などの著作物には「有体物」という側面と「無体物」という側面があり、所有権は「有体物」に対しての権利で実物が存在する間は権利がずっと続く。一方、著作権は「無体物」にかかる権利で、一定の保護期間がある時限的なものであり、それを過ぎるとパブリックドメインとして公共のものとなる。「著作権の消滅後は、著作権者の有していた著作物の複製権等が所有権者に復帰するのではなく、著作物は公有（パブリック・ドメイン）に帰し、何人も、著作者の人格的利益を害しない限り、自由にこれを利用しうる。」という判例⁵⁾があり、著作権が消滅した作品の「無体物」としての側面の利用には、所有者の権利を退けている（石川，2018，pp. 260-265）。しかし、多くの場合、所有者との関係の悪化を恐れて、これまで慣行的に許可を求めていた、あるいは、所有者に遠慮して図版の公開をためらっていたケースが多いのではないかと推察される。

3. 本調査の場合

3-1. 出版者

論文著者が学術論文を発表した図書・学術雑誌・学会誌の出版社・学会に、本学機関リポジトリでのインターネット公開の可否を照会した。人文科学分野では、出版社へ著作権を譲渡せず論文著者が著作権を持ち続ける場合が多い。図書・雑誌に発表した学術論文では、8社に照会し5社から許諾を得ることができた。2社からは回答を得られず、1社は不可の回答だった。学会では、2学会に照会し、2学会ともインターネット公開が認められた。公開の条件に「画像の形で資料を引用している場合、資料の所蔵先との交渉は、論文著者の責任において対処すること。」とする学会があった。

3-2. 図版の美術品等の著作権者

図版の多くが画集などの書籍に掲載されている絵巻などの図版の一部を、出典を明記し引用している。日本で中世・近世に描かれた絵巻や経典などの古典籍であるから、原資料の著作権の保護期間は過ぎ、パブリックドメインになっている。また、利用の範囲も学術論文への引用の使用である。主に平面の絵巻や経典の図版であるため、撮影者にも著作権が発生しないため、撮影者への許可申請は不要であった。

3-3. 図版の美術品等の所有者

次に、所有権について確認を行った。論文著者は学術論文執筆の際、二つの方法で図版に用いる写真データを得た。一つ目の方法は、寺社に赴いて調査研究のため、所蔵する仏像・経典・絵画などを写真撮影をしたものであり、調査の際には撮影した写真データを含む研究成果を学術論文で発表することを寺社から承諾してもらっている。調査の際には、印刷体での公表を想定していたため、今回インターネット公表をするにあたって、著者自身から寺社に改めて承諾を得ることとした。

二つ目の方法は、学術論文に利用するための図版を刊行された画集などの書籍から複写して得て引用したものである。図版はページの1/4以下程度と小さく鑑賞とされる大きさではない。公表された刊行物からの公正の範囲内の引用であるため、印刷体で発表した時には所有者からの承諾は得ていない。

二つ目の方法では、学術論文のインターネット公表にあっても、2-3②のとおり、必ずしも所有者に許可を求めなければならないものではない。今回の調査では、学術論文をインターネット公表するにあたって、所有者に対して許可を求めることにした。意図は、印刷体では配布範囲が限られていたが、インターネット公表では公開範囲が広いこと、今後、このように学術論文のインターネット公表が一般的になるためには、所有者に調査研究目的で美術品等の図版の使用の理解を得ることで、所有者とのコミュニケーションを図るための一歩にしたいという願いからである。

3-4. 本調査の権利者への対応

本調査では、「出版者」「著作権者」「所有者」に対して表2のとおり対応することにした。所有者への問合せ結果を次の項に報告する。

表2. 本調査の権利者への対応

学術論文を発表した出版社			
① 論文著者によるインターネット公表を認めているか	→	不明	→ 出版社へ問合せ
図版の美術品等の著作権			
① 著作権が存続しているか	→	存続しない	} 著作権者へ問合せ不要
② 図版の利用は引用か転載か	→	引用	
③ 美術品等が立体の場合、写真撮影者の著作権が存続しているか	→	平面	
図版の美術品等の所有権			
① 美術品等の所有者が写真の使用を認めているか	→	不明	→ 所有者へ問合せ

4. 図版の美術品等の所有者への調査

所有者は「大学図書館/研究機関図書館」・「国公立博物館」・「寺社」の3つの類型に大きく分けられた。所有者に対し、次の点をメール・FAX・郵送で照会を行い、それぞれの類型別の傾向を報告する。

- ・印刷体で発表した論文の機関リポジトリでインターネット公表を希望していること
- ・図版は公表された刊行物からの公正の範囲内の引用であること
- ・図版のインターネット公表の可否
- ・可の場合、手続きの要否

4-1. 大学図書館/研究機関図書館

大学図書館/研究機関図書館では、照会した2館すべてから図版のインターネット公表の許可が得られ、「資料掲載許可申請」などの許可申請の手続きを求められた。条件は、所蔵館を明記すること、申込の目的外の利用はしないこと、権利処理は申請者本人が行うこと、掲載出版物を1部寄贈すること、掲載料金を支払うこと（学術利用の場合は免除）などであった。

4-2. 国公立博物館

国公立博物館では、照会した3館すべてから図版のインターネット公表許可が得られ、手続きの要否には二つのパターンがあった。大学図書館/研究機関図書館と同様に「資料掲載許可申請」を求めるタイプが1館あり、条件等はほぼ同じである。

もう一つは、画像データの利用にかかる申請を求めるタイプであって、所蔵館から直接画像データの提供を受ける場合には申請が必要であり、他の出版物からの引用の範囲の使用であれば手続き不要と回答があった。つまり、他の出版物からの引用であれば、所有者の許可を得る必要はなく自由に利用してよいと所有者が認識していた。

4-3. 寺社

寺社では、7カ所の寺社に問合せをした結果、許可の回答が得られたのが4カ所、うち3カ所が手続き不要であった。1カ所は、大学図書館/研究機関図書館と同様に「資料掲載許可申請」を求めるタイプであり、条件等もほぼ同じであった。不許可の回答は3つだった。

問合せした結果、寺社も許可を得られる可能性があることが分かった。ただし、大学図書館/研究機関図書館、国公立博物館がそれぞれの規定に基づいて許可をしているのとは異なり、許可/不許可の理由が今回の調査では分からなかった。許可を得られた場合も、学術論文なので許可されたのか、それとも引用だから自由に利用して良いのか、そもそも出版物や映像に所有物が利用されることを認める方針なのか、理由が分からなかったことが今後の課題となった。

4-4. 所有者の回答結果から

図書館や国公立博物館では、問合せをした機関すべてからインターネット公表について許可が得られた。手続きの可否に関して「資料掲載許可申請」を求めるタイプと、画像データの利用にかかる許可申請を求めるタイプがあり、後者は他の出版物からの引用の範囲の使用であれば手続き不要との回答であった。

寺社では、インターネット公表について「資料掲載許可申請」を求めるところ、手続き不要で許諾が得られたところ、許諾が得られなかったところと、寺社により対応が異なった。インターネット公表の可否の理由については本調査で明らかにできなかった。

表3. 所有者への問合せ結果

	問合せ数	図版のインターネット公開		公開可のうち 手続き要	
		可	否		
大学図書館/研究機関図書館	2	2	0	2	
国公立博物館	3	3	0	1	*引用利用は所有館の許可の必要なしと2館から回答
寺社	7	4	3	1	

5. まとめ

今回調査した人文科学分野の書籍・学術雑誌の出版社では、多くの場合著者によるインターネット公開が認められた。学会誌のインターネット公開も「資料の所蔵先との交渉は著者の責任に於いて対処すること」の条件付きで許諾を得られた。人文科学分野では、著者が著作権を持つ傾向にあることが影響していると考えられる。インターネット公表が進まない理由に図版の権利処理が課題と学会が認識していることもうかがえる。

図版に用いた美術品等の著作権に関して、今回の調査では引用かつ図版の美術品等が日本で製作され、製作年代から著作権の保護期間がすぎパブリックドメインに帰していることからその許諾を得る必要がなかった。もし、引用の要件を満たさず、転載で著作権が存続している場合にはその権利処理を行うことになり、日本以外の著作物であれば著作権の保護期間の確認にはより注意が必要となる。

美術品等の所有権に関し、他の資料から複製した場合の所有者への問合せが本調査の中心となった。著作権上は正当な範囲内の引用が認められていても、所有者との関係の悪化を恐れ、慣行的に許可をもとめていたり、所有者に遠慮して図版の公開をためらっていた部分である。

図書館や国公立博物館では、引用利用では申請不要とする館と、申請が必要とする館に分かれた。

寺社では対応が分かれた。寺社は、宗教団体として「教義の宣布、儀式の執行、信者の教化な

どを目的とする団体⁶⁾」で、調査研究に資する機関である図書館や国公立博物館とは調査研究との関わり方が異なる。その歴史から美術品等の文化財を多く所有しており、寺社の歴史に纏わる文化財を後世へ残していくために、慎重に管理し保存に心を配っていると考えられる。同時に歴史・芸術・学術上価値の高い歴史資料であり、調査研究をしたいと考える研究者が多いと考えられ、調査研究の利用が広く受け入れられることを望む。

所有者から写真データを得た場合には、その利用の範囲について所有者の許可を得ることが必要である。今回は過去に発表した論文が対象だったため、改めてインターネット公表に関する問合せを行ったが、これから論文を執筆する際は予めインターネット公表の許可も取っておくと円滑に権利処理が進むと思われる。一方で、公表された出版物から学術研究のため公正な範囲で引用することは著作権上は認められており、その趣旨から自由に利用して良いという雰囲気がある所有者の間でも醸成され、研究者が気兼ねなく利用できることを期待する。

本調査で行った図版の権利処理の手続きを報告した。当館でも図版を含む学術論文をインターネット公表する際には、過度に萎縮せず適切に権利者との手続きを進め、人文科学分野の学術論文のインターネット公表を進めていきたい。

6. 今後にむけて

今回の調査を通して、権利処理には確認作業と申請手続きに係る手間と若干の費用がかかった。学術論文は掲載料が免除されるケースが多かったが申請書の郵送や掲載出版物の1部提出が条件にあり、たくさんの図版を用いればそれだけ調査研究を行うための経費が必要になる。

「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）」（デジタルアーカイブジャパン推進委員会）により、「著作権等の権利に配慮したうえで、（中略）できる限り広く活用可能な形で共有・発信していくことが求められる。」とされたこと等もあり、近年、図書館・美術館・博物館ではより簡単に二次利用が可能となるように二次利用条件表示をする機関が増えている。当館でも、デジタルアーカイブの画像について許可申請を不要とすることができるよう規程⁷⁾改訂を行う予定である。

注

1) 信州大学機関リポジトリ <https://soar-ir.repo.nii.ac.jp/>

2) 文化庁「著作物が自由に使える場合」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu-jiyu.html>

（参照 2020-11-13）

3) 公益社団法人著作権情報センター「著作権Q&A 著作権の保護期間はどれだけ？」

<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime3.html>（参照 2020-12-3）

4) 作花文雄著（2019）「改訂版著作権法」放送大学教育振興会，pp. 196-213

- 5) 「顔信卿自書建中告身帖事件」（最高裁判所昭和 59 年 1 月 20 判決・判例時報 1107 号 p. 127)
- 6) 「宗教団体」（2012）『大辞泉』第二版，小学館，上巻，p. 1706
- 7) 信州大学附属図書館の各図書館が所有する貴重資料等の出版等に関する規程

参考文献

- 渡邊匡一，森いづみ(2018)「研究者の手に研究を取り戻す電子ジャーナル、オープンアクセスに関する信州大学の取組」大学マネジメント. 2018, 15(8), pp. 38-47
<http://hdl.handle.net/10091/00021817>
- 東京大学情報システム部情報基盤課学術情報チーム（デジタル・ライブラリ担当）(2016)「博士論文と著作権」第3.2版 <http://hdl.handle.net/2261/55511>（参照2020-12-11）
- 甲野正道・山梨俊夫著（2011）「現場で使える美術著作権ガイド」株式会社ブリュッケ
- 石川正樹著（2018）「ビジュアルデザイン発注時に知っておきたい！著作権のキホン トラブルを未然に防ぐ対策Q&A」第一日本法規
- 宮田昇著（2008）「学術論文のための著作権Q&A」新訂2版 東海大学出版社
- 北村行夫・雪丸真吾編著（2008）「Q&A引用・転載の実務と著作権法」第4版 中央経済社
- デジタルアーカイブジャパン実務者検討委員会（2019）「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/jitumusya/2018/nijiryu2019.pdf